



消費生活相談員の
佐藤です！

東濃西部

消費生活相談員の
藤原です！



消費生活相談のあれこれ

NO.18

発行：東濃西部地域行政事務組合

買え買え詐欺に注意！！

消費者の親切心や同情心に付け込んで「老人ホーム入居権」を購入させようとする「買え買え詐欺」の相談が寄せられています。自宅に「入居希望者の為に、人助けだと思って購入して欲しい」「パンフレットは届いていないか」「代わりに申し込んで」という電話が掛かってきたら買え買え詐欺です。相手にせず、すぐ電話を切りましょう。業者の話の内容や送付されるパンフレットは非常に巧妙にできており、信びよう性があるように見えます。もし、お金を払ってしまったら、取り戻すことは非常に困難ですから、絶対にお金を払ってはいけません。トラブルに遭っている人の多くが高齢者というのも特徴です。家族や周囲の人も気を配りましょう。

ほんとーに こんな相談ありました



契約期間が満了となったと思い、自宅のインターネット回線業者を変更しようとしたら「途中で契約変更をしているので契約期間が満了していない」という理由で違約金を請求された。電話で基本料金が安くなるといわれてプラン変更に同意した覚えはあるが、契約変更になっているとは思わなかった。

アドバイス

安価で利用できるようになるには、今の契約を変更する形となり、使用期間等の条件がついてくる場合があります。「安い」「お得」などいい話があったときには、デメリットはないのか、確認した方がよいでしょう。

新規・継続 3 月の相談件数 ■10件 ■11件

店舗販売 ■■■■ 4

訪問販売 ■■■ 3

電話勧誘販売 0

通信販売 ■■■■■■ 16

多重債務 ■ 1

その他 0

問い合わせ 0

身に覚えのない請求メールが携帯電話に届いたり、ハガキで送られてくる「架空請求」の相談が再び増えています。記載された電話番号に連絡すると個人情報伝わってしまう恐れがあります。